

通所リハビリテーション 利用料金表

通所リハビリテーション利用料（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	670	801	929	1,081	1,231
食材費	556	556	556	556	556
リハビリテーション提供体制加算 ※1	24	24	24	24	24
サービス提供体制強化加算(I)イ ※2	18	18	18	18	18
入浴介助加算 ※3	50	50	50	50	50
1日当たりの負担額	1,318	1,449	1,577	1,729	1,879
リハビリテーションマネジメント加算(I) ※4	330/月	330/月	330/月	330/月	330/月
介護職員処遇改善加算（I） ※5	介護サービス費の合計の1,000分の47				
介護職員等特定処遇改善加算（I） ※6	介護サービス費の合計の1,000分の20				
※その他の加算					
短期集中個別リハビリテーション実施加算 ※7	110	110	110	110	110
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I) ※8	240	240	240	240	240
栄養改善加算 ※9	150	150	150	150	150
口腔機能向上加算 ※10	150	150	150	150	150
若年性認知症患者受入加算 ※11	60	60	60	60	60

通所リハビリテーション利用料（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	1,340	1,602	1,858	2,162	2,462
食材費	556	556	556	556	556
リハビリテーション提供体制加算 ※1	48	48	48	48	48
サービス提供体制強化加算(I)イ ※2	36	36	36	36	36
入浴介助加算 ※3	100	100	100	100	100
1日当たりの負担額	2,080	2,342	2,598	2,902	3,202
リハビリテーションマネジメント加算(I) ※4	660/月	660/月	660/月	660/月	660/月
介護職員処遇改善加算（I） ※5	介護サービス費の合計の1,000分の47				
介護職員等特定処遇改善加算（I） ※6	介護サービス費の合計の1,000分の20				
※その他の加算					
短期集中個別リハビリテーション実施加算 ※7	220	220	220	220	220
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I) ※8	480	480	480	480	480
栄養改善加算 ※9	300	300	300	300	300
口腔機能向上加算 ※10	300	300	300	300	300

通所リハビリテーション利用料（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	2,010	2,403	2,787	3,243	3,693
食材費	556	556	556	556	556
リハビリテーション提供体制加算 ※1	72	72	72	72	72
サービス提供体制強化加算(I)イ ※2	54	54	54	54	54
入浴介助加算 ※3	150	150	150	150	150
1日当たりの負担額	2,842	3,235	3,619	4,075	4,525
リハビリテーションマネジメント加算(I) ※4	990/月	990/月	990/月	990/月	990/月
介護職員処遇改善加算（I） ※5	介護サービス費の合計の1,000分の47				
介護職員等特定処遇改善加算（I） ※6	介護サービス費の合計の1,000分の20				
※その他の加算					
短期集中個別リハビリテーション実施加算 ※7	330	330	330	330	330
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I) ※8	720	720	720	720	720
栄養改善加算 ※9	450	450	450	450	450
口腔機能向上加算 ※10	450	450	450	450	450

その他の料金

(単位 ; 円)

おむつ代	実費相当額
------	-------

【利用料金項目※1～11の内約】

- ※1 リハビリテーションマネジメント加算を算定し、リハビリテーション専門職の配置が基準よりも手厚い体制である場合に算定します。
- ※2 施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に算定します。
- ※3 入浴中の利用者の介助を行った場合に算定します。
- ※4 通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直している場合に算定します。
- ※5 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の47に相当する額が「介護職員処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※6 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の20に相当する額が「介護職員等特定処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※7 退院日、退所日、又は認定日から起算して3月以内の期間に、40分以上の個別リハビリテーションを1週に概ね2日以上実施した場合に算定します。
- ※8 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対し、退院日、退所日、又は認定日から起算して3月以内の期間に、20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合、1週間に2日を限度として算定します。
- ※9 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定します。
- ※10 口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、口腔機能向上サービスを行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定します。
- ※11 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1日につき算定します。